

加古川市社会教育委員の一般公募に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市社会教育委員を公募することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募方法)

第2条 公募内容の周知は、市広報に掲載する方法その他周知できる方法により行うものとする。

(公募人数)

第3条 公募する委員（以下「公募委員」という。）は3名以内とする。

(応募資格)

第4条 公募委員に応募することができる者は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

(1) 学識経験のある者

(2) 応募をする日において、加古川市に住所を有する者

(3) 応募をする日において、20歳以上であり、かつ、応募をした日の属する年度の末日において75歳未満の者

(4) 応募をする日において、附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成11年1月7日市長・教育委員会決定）の2に該当する他の附属機関等の委員となっていない者

(5) 応募をする日において、国及び地方公共団体の議員又は常勤職員でない者

2 前項第1号に定める学識経験のある者とは、次のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 専門的な知識を有する教授等

(2) 各種社会教育団体等での活動を通じて、社会教育に関する豊富な知識と経験を有する者等

(応募方法)

第5条 応募をする者は、別に定める期日までに、次に掲げる書類を教育指導部社会教育課に提出するものとする。この場合において、応募をする者は、これらの書類を自ら持参するものとし、代理人、郵送等による受付は行わないものとする。

(1) 社会教育委員応募申込書（様式第1号）

(2) 社会教育委員応募作文（様式第2号）

(選考方法)

第6条 候補者の選考を適正に行うため、次に定める委員で構成する加古川市社会教育委員一般公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(1) 教育指導部長

(2) 教育指導部次長

(3) 教育指導部参事

(4) 社会教育課長

2 選考は、前項に定める選考委員会において、前条に定める書類を用いた審査及び面接により行うものとする。

3 選考結果は、応募をした者全員に通知するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規定は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。